

第2次草津市緑の基本計画の改定について

□緑の基本計画とは

「都市の緑」は、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間をも意味しています。即ち、個人庭園の草花や街路樹などばかりでなく、公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼まで含むものであります。「緑の基本計画」は、都市におけるこれらの緑を広く対象として、都市の緑の将来像等について定めていこうとするものです。

緑の基本計画の法的根拠は、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」と規定されており、市の区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画であります。

また、「緑の基本計画」は、市町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設の緑化、緑地協定等私有地の緑化の推進まで、まちの緑全般について、さらに、市民活動等による緑化活動等、都市計画制度によらない取り組みなどを含めて、まちの将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を、市民の意見を反映させつつ、公表し明らかにしたものであります。

□草津市緑の基本計画の策定経過

平成11年	3月	第1次草津市緑の基本計画策定
平成22年	9月	第2次草津市緑の基本計画策定

□改定の背景

(1) 計画策定の趣旨と根拠

平成22年にスタートした第2次草津市緑の基本計画は平成32年度を目標とした11年間の計画です。当該計画をスタートして8年が経過し、この間に「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」を受け、平成28年12月20日に「都市計画法施行令の一部改正する政令」及び「都市公園法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。また、都市の緑地空間の保全・活用によって潤いのある豊かなまちづくりを推進するため、「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が平成29年2月10日に閣議決定、4月28日に成立、5月12日に公布されました。

これらの法令改正の動き加え、第5次草津市総合計画に位置付けた公園・緑地の安全性・快適性の向上を図るとともに、草津川跡地を拠点としてガーデンシティの実現を目指します。

また、第5次草津市総合計画のリーディングプロジェクトである草津川跡地の区間2・区間5の整備完成に伴い、市域に緑化を推進するための拠点として市民の憩いの場や市民活動の場が創出され、この拠点の一部の管理を担うガーデニングサークルが誕生し、草津駅前のニワタスや草津駅前、南草津駅前を訪れる人々を癒す植栽活動等も活発に展開されています。

このように、法令改正の内容や緑化推進のための活動拠点の創出などを受けて、ガーデンシティを推進するため、第3次草津市緑の基本計画への方向性を含め、第2次草津市緑の基本計画の見直しを行います。

(2) 計画期間

第2次草津市緑の基本計画の計画期間である平成22年度から平成32年度のうち、平成30年度から平成32年度末までの3年間を見直し計画期間とします。



(3) ガーデンシティの推進

ガーデニングサークル等の市民活動団体を支援し、公共空間におけるガーデニングの取組を広げるとともに、これに類する事業を展開している基礎自治体間のネットワーク構築についても検討します。

(4) 上位計画等との連携

当計画策定に当たっては、第5次草津市総合計画に即したものとし、草津市都市計画マスタープラン、草津市環境基本計画、草津市景観計画に適合した計画策定とします。また、草津市農業振興計画や草津市健幸都市基本計画との連携を図り計画を策定します。

□改定スケジュール

現行の第2次草津市緑の基本計画の検証を行うとともに、関連法令の改正や社会情勢等の変化、市民の意向等を踏まえ、ガーデンシティの推進を大きく位置付けた第2次草津市緑の基本計画（改定版）を、4回の策定委員会での議論を経て策定します。

8月	●第1回策定委員会（本日）	
9月	計画の進捗評価 改定方針、スケジュール 等	
10月	●第2回策定委員会	
11月	計画素案の検討 （現況課題、将来像・方針） ワールドカフェの実施について	↑ ワールドカフェの実施 （日程未定） ↓
12月	●第3回策定委員会	
1月	計画素案の検討 （施策、計画の推進、ワールドカフェの成果の反映）	
2月	●第4回策定委員会 計画案（パブコメ案）の検討	
3月		

H.30.5：パブリックコメントの募集

H.30.8：計画策定